

寄与分を定める処分

申立必要書類一覧表

※ 必要に応じて、追加書面の提出をお願いすることがあります。

1 遺産分割事件が係属している場合または同時に申し立てる場合

- 申立書
- 申立書の写し×相手方(申立人以外の共同相続人全員)の人数分
- 収入印紙 申立人1人につき1200円
- 郵便切手 1440円
(内訳:180円×1枚、110円×5枚、100円×2枚、50円×5枚、
20円×5枚、10円×10枚、5円×10枚、1円×10枚)
- その他必要と考える資料等

2 遺産分割事件が係属していない場合(※調停申立のみ可)

上記に加え、

- 連絡メモ(申立人ごとに1通)
- 遺産分割申立必要書類と同じ身分関係の資料・遺産関係の資料

※遺産分割申立必要書類一覧表を参照してください。

※郵便切手が不足する場合は担当者から連絡がありますので、追完してください。

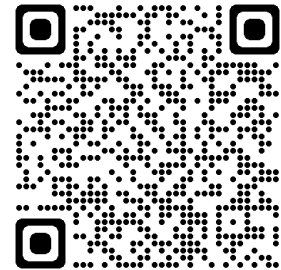
【問い合わせ先】

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所 家事第3部遺産分割係(当庁5階)

TEL 06-6943-5973



郵送提出先:大阪家庭裁判所 家事事件係

書式は[寄与分調停](#)から
ダウンロードできます。